

京都労働局管内における令和6年労働災害(死亡又は休業4日以上)の労働災害(新型コロナウイルス感染症関係を除く)による死傷者数は2,560人であり、このうち「**転倒**」によるものが634人(全体の24.8%)と**最も多くなっています**。

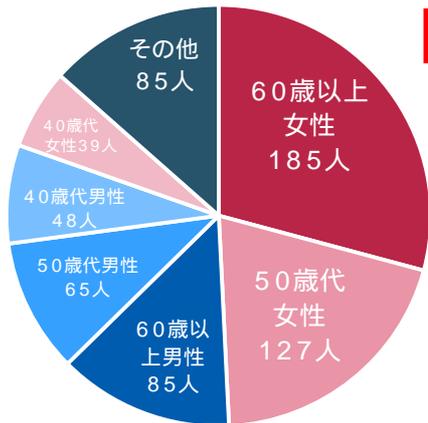
「転倒」による労働災害に関し、年齢別では、60歳以上の女性が185人と最も多く、次に50歳代の女性が127人、60歳以上の男性が85人、50歳代の男性が65人となっており、「**転倒**」による労働災害は、(性別を問わず)50歳以上が占める割合は全体の**72.8%**(うち、60歳以上の高年齢者が占める割合は全体の42.6%)、女性に限ると全体の**49.2%**と、「**転倒**」による労働災害は、性別や年齢を重ねることによって発生する危険性が大きくなることが顕著に表れています。

法改正により、**令和8年4月1日から**、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることが**事業者の努力義務**となりましたので、高年齢者の労働災害防止のための指針(エイジフレンドリー指針[令和8年2月10日公示])に基づき、高年齢者の就労状況、業務の内容等の実情に応じて、国、関係団体等の支援も活用しながら、実施可能な労働災害防止対策から積極的に取り組ましましょう。

エイジフレンドリー指針・通達、各対策等
(厚労省HP)



令和6年 性別・年齢別
転倒労働災害発生状況(全634人)



このうち

【転倒による怪我の態様】

- 骨折 430人(全体の67.8%)
- 関節の障害 91人(同14.4%)
- 打撲傷 85人(同13.4%)など



【骨折による平均休業日数】

(労働者死傷病報告による休業見込日数)

51日



何かから始めてもいいんです！転倒災害防止のためできることから始めませんか？



エイジフレンドリー指針を踏まえ事業者等が特に留意すべき取組事項

職場における作業環境等の点検・改善

本リーフレット裏面の「転倒による主な労働災害の原因と対策」を基に各職場の作業環境等の点検・改善を行いましょう。なお、厚生労働省では、安全衛生に関する専門家を活用したリスクアセスメントの実施を前提とした上で、高年齢者の労働災害防止のための施設、設備等改善や専門家による指導を受けるための経費の一部を補助する「エイジフレンドリー補助金」を設けていますので、同補助金の活用も検討し、効果的に職場環境の改善を進めましょう。

エイジフレンドリー補助金▼(厚労省HP)



安全衛生教育の実施

高年齢者など転倒による労働災害が発生する危険性が大きい労働者に対する教育は、自らの身体機能の低下が労働災害の危険性につながることの自覚を促し、体力維持や生活習慣の改善の必要性を理解させるため、時間をかけながら、写真や図・映像等文字以外の情報を活用しながら行いましょう。また、特に高年齢者が再雇用や再就職等により、経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を実施ましょう。

転倒災害防止対策の資料・教材等
(職場の安全サイトHP)



転倒による主な労働災害の原因と対策

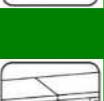
1 「つまずき」による転倒

| 対策の確認 | 原因 | 労働災害事例と対策 |
|--------------------------|---|--|
| <input type="checkbox"/> | (なし) | 何もないところでつまずいて転倒、足がもつれて転倒 【対策】 転倒や怪我をしにくい身体づくり のための運動プログラム等の導入 ▶ |
| <input type="checkbox"/> |  | 作業場・通路に放置された物につまずいて転倒 【対策】バックヤード等も含めた 整理、整頓 (物を置く場所の指定)の 徹底 ▶ |
| <input type="checkbox"/> |  | 通路等の凹凸につまずいて転倒 【対策】敷地内(特に従業員用通路)の 凹凸、陥没穴等 (ごくわずかなものでも危険)を把握し、その 解消 ▶ |
| <input type="checkbox"/> |  | 作業場や通路以外の障害物(車止め等)につまずいて転倒 【対策】適切な通路の設定、敷地内駐車場等の路面上の 障害物 (車止め等)の「見える化」▶ |
| <input type="checkbox"/> |  | 作業場や通路上の設備、什器、家具に足を引っかけて転倒 【対策】設備、什器等の 角 の「見える化」▶ |
| <input type="checkbox"/> |  | 作業場や通路のコードなどにつまずいて転倒 引き回した労働者が自らつまずくケースも多い 【対策】転倒原因とならないよう、 電気コード等の引き回しのルール の設定及び当該ルールの 遵守徹底 |

毎日3分のできる、転びにくい体をつくる職場エクササイズ(厚労省YouTube)



2 「滑り」による転倒

| 対策の確認 | 原因 | 労働災害事例と対策 |
|--------------------------|---|---|
| <input type="checkbox"/> |  | 凍結した通路等で滑って転倒 【対策】 通路の除雪・融雪 、凍結しやすい箇所に融雪マット等の設置 ▶ |
| <input type="checkbox"/> |  | 作業場や通路にこぼれていた水、洗剤、油等により滑って転倒 【対策】水、洗剤、油等が こぼれていることのない状態を維持 ▶ (清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してからの開放の徹底) |
| <input type="checkbox"/> |  | 水場(食品加工場等)で滑って転倒 【対策】滑りにくい履き物の使用[労働安全衛生規則第558条]、 防滑床材・防滑グレーチング等 の導入(摩耗している場合は再施工)、隣接エリアまで濡れないよう処置 ▶ |
| <input type="checkbox"/> |  | 雨で濡れた通路等で滑って転倒 【対策】雨天時に 滑りやすい敷地内の場所を把握 し、防滑処置等の対策実施 |



~各業種事例集より抜粋~

京の 転倒災害防止対策

(京都労働局内関連ページの二次元コード)

通路であることを明示(区分け)し整理整頓

トラロープで通路上の傾斜箇所視認性向上

目線の高さに標識設置

足元ヨシ!

足元確認はヨイカ!

階段昇降前に指差呼称を行い慌てず階段昇降

指差確認

階段前に標識設置

施工前

浴室での転倒防止のため、洗浄薬液でタイル表面摩擦力増、定期清掃で摩擦力維持

施工後